

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原 告 大下由宮子 外157名

被 告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原 告 山田清彦 外105名

被 告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

準 備 書 面（219）

青森地方裁判所民事部御中

2025年9月26日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

弁 護 士 中 野 宏 典

アクティブ試験によって汚染されたセル内での保守及び
修理の可否についての調査審議及び判断の欠落について

第1 アクティブ試験によって汚染されたセル内での保守及び修理の可否についての調査審議及び判断の欠落の事実

1 本件変更許可における調査審議及び判断の不存在

本件変更許可に際して、本件再処理施設がアクティブ試験によって放射能汚染されていること及びその放射能汚染により人が立ち入れない区域（レッドセル）において保守及び修理が必要となったときにそれが可能かについて、原子力規制委員会による調査審議及び判断がなされていないことは、原被告間に争いがないものと思料する。

被告は、被告準備書面（27）においても、「原子力規制委員会が、本件事業変更許可申請の審査において、本件再処理施設の具体的状況等を踏まえても、本件再処理施設における耐震補強工事の要否及び可否を事業変更許可申請の審査事項とせず」（被告準備書面（27）9ページ16～18行目）、「本件事業変更許可申請の審査において、これらを審査事項とせず」（同準備書面21ページ17～18行目）、「本件事業変更許可申請の審査において、耐震補強工事の要否及び可否を審査していない」（同ページ21～22行目）などと繰り返しているし、これまでにレッドセル内での保守及び保守の可否について検討や決定をしたという主張は一度もなされていない。

2 設工認以降の手続で確認するということの検討及び決定の不存在

被告は、本訴においては、「本件事業変更許可の審査においてこれらを審査事項とせず、これらを設計及び工事計画（変更）認可の審査事項に関連するものとして、設計及び工事計画（変更）認可の段階で必要に応じて確認するものとした」と主張している（被告準備書面（27）21ページ17～20行目等）が、原子力規制委員会がその旨、つまりアクティブ試験によって汚染されたセル内で保守及び修理の必要が生じた場合の工事の可否について設計及び工事計画認可以降の手続で確認するということを決定したことはない。

原子力規制委員会は、本件変更許可を行うに当たって、2020年（令和2年）6月24日付で「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」（甲A第729号証）を発出している。原子力規制委員会が変更許可に当たって何らかの事項を設計及び工事計画認可、あるいは使用前事業者検査において検討確認する必要があると判断した場合、このような文書でそれを指示するのが通例である。しかし、原子力規制委員会は、この文書中で、アクティブ試験で汚染されたセルに関する注意等について何一つ触れていない。

被告は、準備書面（27）においては、パブコメでの意見に対して「基準地震動に対する施設の耐震設計の詳細については、後続規制の設計及び工事計画の認可に係る審査において確認を行います。」と回答したなどと主張している（同準備書面13ページ8～16行目）が、この回答では被告は「耐震設計の詳細」は設計及び工事計画の認可に係る審査で確認する（制度上当然のことである）というのみで、工事が必要になったときに工事ができるのかについてはまったく答えていない。しかも、これは延べ765件にも及ぶパブコメ（乙E第358号証2ページにその旨記載されている）の数件に対する回答である上、被告はそれを報告した原子力規制委員会の2020年（令和2年）7月29日会議（本件変更許可を決定した会議でもある）で、この点について報告していない（議事録＝甲A第730号証）。この会議で規制庁事務方は、アクティブ試験に関するパブコメについては、アクティブ試験でトラブルが続いた再処理施設がちゃんと操業できるか不安だという意見についてのみ報告し（甲A第730号証8ページ）、アクティブ試験で汚染されていることに関するものにはまったく触れなかった。したがって、被告が引用しているパブコメへの回答は原子力規制委員会の検討を経たものでさえない。

原子力規制委員会が、アクティブ試験によって汚染されたセル内で保守及び修理の必要が生じた場合の工事の可否について設計及び工事計画認可の手続で

確認するということを決定したことがないこと及びそれを会議で検討したこともないことは、被告自身が、前回（２０２５年（令和７年）６月２７日の進行協議の場で、原告代理人の口頭での求釈明に対して、口頭で回答したところでもある。

３ 「特段の事情」の検討もされていないこと

被告は、被告準備書面（２７）で「原子力規制委員会は、本件事業変更許可申請の内容や本件再処理施設の具体的状況等を踏まえても、本件再処理施設に関する耐震補強工事の要否及び可否をあえて本件事業変更許可申請の審査段階で取り上げて審査しなければ４号要件への適合性を適切に判断することができないといえるような特段の事情がないことを前提として、本件事業変更許可の審査においてこれらを審査事項とせず、これらを設計及び工事計画（変更）認可の審査事項に関連するものとして、設計及び工事計画（変更）認可の段階で必要に応じて確認するものとしたことに不合理な点はない。」と主張している（同準備書面２１ページ１３～２０行目）。被告の主張をみると、まるで原子力規制委員会が本件変更許可に際してアクティブ試験によって汚染されたセルの存在を認識した上で問題がないと判断したかのように聞こえる。

しかし、本件変更許可に至るまでの過程で、本件再処理施設がアクティブ試験によって汚染されていることは、原子力規制委員会の審議で取り上げられてさえおらず、原子力規制委員会はアクティブ試験によって汚染されたセル内に人が立ち入れない場合の問題意識も持っていなかったものと考えられる。

そもそも、アクティブ試験によって汚染され人が立ち入れないセルがありうるという認識があれば、原子力規制委員会は、変更許可の段階で最低限補助参加人にその調査、報告を命じるはずであるし、変更許可で対応しないとすれば設計及び工事計画認可で対応することを決定するはずであるが、本件ではそれらをまったくしていないことからして、原子力規制委員会が少なくとも本件変更許

可を行う時点でアクティブ試験によって汚染されたセルの問題を認識していなかったものと推認できる。

加えて、本件変更許可（２０２０年（令和２年）７月２９日）の後の２０２１年（令和３年）４月７日に原子力規制委員会の会議の場で当時の委員長は、本件再処理施設について「特に特徴があるのは、再処理施設はアクティブ試験を得ているということなのです。これが事業許可や設工認の段階できちんと認識されているか。」（議事録＝甲Ａ第７３１号証２２ページ１３～１６行目）と述べ、設工認で「アクティブ試験の影響というのは議論されたり、確認されたりしているのですか。」（同ページ下から３～２行目）と事務方に聞いている。原子力規制委員長が、既に変更許可がなされた後になってアクティブ試験による汚染の問題を事業許可の段階できちんと認識されているかと聞いていること自体が、本件変更許可の審査の時点では原子力規制委員長自身が認識していなかったことを示しているというべきである。

したがって、少なくとも、原子力規制委員会が、本件変更許可の時点において、被告が現在主張している「特段の事情」（の不存在）を検討や認識して、それを前提に審査しなかったというのではなく、単に問題に気がつかなかったから審査しなかったというのが実情であると推認できる。

（被告の主張は、変更許可当時は「特段の事情」について認識も検討もしていなかったが、訴訟段階で、被告の主張する「特段の事情」がなければ、結果的に瑕疵がなかったあるいは治癒されるという主張をしているものと解される）

４ 小括

以上に述べたとおり、本件変更許可に際して、原子力規制委員会が、アクティブ試験によって汚染され人が立ち入れないセル内での保守及び修理が可能かという問題をまったく検討も判断もしていないことは原被告間に争いがなく（仮に今から被告が争ったとしても適合性審査の経過と弁論の全趣旨により容易に

認定できる）、この問題を設計及び工事計画の認可やさらには使用前事業者検査に委ねるという決定もしていないことも原被告間に争いがない（前回2025年（令和7年）6月27日の進行協議期日におけるやりとりで明らかであるが、これも仮に被告が今から争ったとしても甲A第729号証及び適合性審査の経過等から容易に認定できる）。

もんじゅ最高裁判決は変更許可の際の審査対象（基本設計）の範囲を規制当局の合理的な裁量に委ねているが、本件では、原子力規制委員会は変更許可における審査の範囲について何らの決定もしていないから裁量権を行使しておらず、被告の決定（裁量）が合理的か否かという判断をする余地もない。

したがって、本件においては、原子力規制委員会の裁量によってではなく、ことからの性質上基本設計に属さない（設計及び工事計画の認可あるいは使用前事業者確認の対象事項である）ということでない限り、アクティブ試験によって汚染され人が立ち入れないセル内での保守及び修理が可能かという問題は変更許可処分の審査対象事項（基本設計）に属するというべきである。

そして、この問題が基本設計に属すると判断されれば、それについて何らの調査審議及び判断を行わなかった本件変更許可には、看過しがたい欠落があり本件変更許可は違法無効となる。

第2 再処理事業指定基準規則15条の解釈

1 はじめに

福島原発事故以前の原子炉等規制法は、再処理事業指定の要件として「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものであること」を定め（原発についても実質的に同じ）、その規定の下で、設計及び工事方法認可との分担として基本設計ないし基本的設計方針が事業指定の審査範囲（判例上は原発について原子炉設置許可の審査範囲）とされた。

他方で、福島原発事故後の改正で、上記要件は、「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」に改められた。つまり、原子力規制委員会の規則への適合性自体が変更許可の要件となっている。そして再処理施設については、再処理事業指定基準規則が、その原子力規制委員会が定めた規則であるから、再処理事業指定基準規則で定める事項は、それ自体が変更許可の要件そのものであって、それについてはそれが「基本設計」であるかを論じる必要もない（もんじゅ最高裁判決は、この改正前の原子炉等規制法を前提とするものである）。

したがって、アクティブ試験によって汚染され人が立ち入ることができないセル内で保守及び修理が可能であるかが、再処理事業指定基準規則の要求事項に含まれれば、「基本設計」であるか否かの議論と別に、それは変更許可の審査対象事項というほかない。

2 原子炉等規制法の段階的規制の体系との整合性について

被告は準備書面（27）第3の2（1）（同準備書面22～24ページ）において、原子炉等規制法の段階的規制の体系を理由に、再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の規定は使用前確認を受けた供用開始後の再処理施設において安全機能を維持するための「検査又は試験」、健全に維持するための適切な「保守及び修理」ができるような基本設計にすることを求めているだけで、新たな基準地震動の策定に伴って必要となる耐震補強工事が可能であることを変更許可段階で要求する原告らの解釈は採り得ないとしている。

段階的規制の体系というだけでなぜ具体的な再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の要求が耐震補強工事の可否に及ばないのか、被告の主張は今ひとつ理解に苦しむが、その点においても、被告の主張は原子炉等規制法の体系を

事業指定（変更許可）から設計及び工事計画認可、使用前事業者検査に至る流れのみで論じているもので、原子炉等規制法の体系全体を見ないものである。現行原子炉等規制法は、事業指定の後にその事業指定についての変更許可、さらには基準適合命令（バックフィット命令：原子炉等規制法第49条）をも予定している。原子炉等規制法第49条第1項は、事業指定や変更許可後に規制基準が変更されて再処理施設が事業指定（変更許可）の要件である「原子力規制委員会規則で定める基準に適合」しなくなった場合に原子力規制委員会は「その再処理事業者に対し、当該再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。」と定めている。つまり、原子力規制委員会の規則で定める基準が変更されたために変更許可の要件に適合しなくなった場合に原子力規制委員会が「改造、修理」を命じることが予定されている。まさに基準地震動の変更によって耐震基準を満たさなくなった場合に耐震補強工事を命じることが、現行原子炉等規制法上予定されているのである。

もし再処理施設において、人が立ち入ることができず、（耐震補強）工事ができない箇所が生じるとすれば、このバックフィット命令も出せないことになりかねない。再処理事業指定基準規則15条4項及び5項は、そのような事態を生じさせないように、事業指定、変更許可の段階で、工事の可能性を確保することを求めていると解するのが、原子炉等規制法の体系に即した適切な解釈というべきである。

被告の主張は、その後の変更許可やバックフィット命令を含めた原子炉等規制法の体系を見ずに、本訴での敗訴を回避するためだけに恣意的になされたものであり、被告の主張こそ原子炉等規制法の体系にそぐわないものである。

3 「修理」の文理解釈について

被告は、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」（乙第359号

証)の用語の定義を根拠に、再処理事業指定基準規則15条5項の「修理」を設備又は機器の一部を手直しし、機器の機能維持または回復を目的として行う工事に限定されると主張している(被告準備書面(27)第3の1(2):同準備書面24~25ページ)。

しかし、被告が根拠としているのは設計及び工事計画認可の申請において申請を「設置」「取替」「改造」「修理」の4種類に区分するための説明であって、これが被告の主張によっても設計及び工事計画認可のみならず使用前事業者検査、さらには供用開始後の不具合等への対応を含む規定である再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の定義を定めるものとは到底解されない。

実際問題として、供用開始後に安全機能を有する施設の安全機能が失われれば、その失われた態様により、当該機器の「取替」や「改造」を行う必要が生じることにも容易に想定でき、再処理事業指定基準規則15条5項の「保守及び修理」はここでいう「取替」や「改造」の対応も含めた広い概念として定められていると解することが相当である(常識的に見て、一部手直しで対応できず取替や改造が必要になっても、狭義の修理のみが可能で取替も改造もできないとすれば、それで再処理事業指定基準規則15条5項の要求を満たしているなどとはいえないだろう)。

被告の主張は、不適切な(関係ない)ものを根拠とするものであり、その主張内容も常識的に見て不当なものというべきである。

4 「安全機能」の解釈について

被告は、準備書面(27)第3の2(3)(同準備書面25ページ)において、安全機能を有する施設の耐震性は安全機能そのものではないから再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の対象ではない旨主張している。

規則の規定の体裁からは、再処理事業指定基準規則7条が定める耐震性の要求は定義上は「安全機能」そのものではないと読むことはできる。

しかしながら、耐震性を満たさないときは、安全機能を有する施設の安全機能が失われる危険があり、被告も耐震性要求が「当該施設が安全機能を確実に発揮するための前提」であることは認めているのであるから、「安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理」に基準地震動に耐えられるように行う耐震補強工事が含まれると読むことは不可能ではなく、再処理事業指定基準規則が、福島原発事故の後に「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準」として定められたことに照らせば、むしろそれが適切な読み方というべきである。

5 再処理事業指定基準規則 15条5項適合性について

仮に、前項の点に関して、耐震性は安全機能を有する施設の安全機能そのものではないから再処理事業指定基準規則 15条5項の対象外であるという被告の主張が認められるとしても、本件変更許可においてアクティブ試験によって汚染されて人が立ち入れないセル内の機器類について保守及び修理が可能かに関して本件変更許可に際してまったく調査審議及び判断がなされなかったことに変わりはない（本準備書面第1参照）。

原告らはこれまで、レッドセル問題として基準地震動の変更に伴う耐震補強工事のみを取り上げてきたが、汚染されて人が立ち入れないセルにおいてできないのは耐震補強工事のみではない。被告がいう再処理施設供用開始後に汚染されて人が立ち入れないセル内の機器が故障して安全機能を喪失した場合（原因は地震とは限らず、当初からの施工不良であれ老朽化であれ誤操作であれ様々なことがあり得る）に保守及び修理ができないとすれば、どのように解しても再処理事業指定基準規則 15条5項の要求を満たさないことになる。

原子力規制委員会は、耐震性の問題に限らず、そもそもアクティブ試験による汚染問題に気がつかないまま、何らの調査審議及び判断もせずに本件変更許可を行ったのであるから、それだけで変更許可の要件である再処理事業指定基準

規則 15 条 5 項適合性の審査に看過しがたい欠落があったものというべきである。

6 小括

以上に述べたとおり、再処理事業指定基準規則 15 条 4 項及び 5 項の解釈に関する被告の主張は誤りであり、仮に耐震性の問題が同規則の対象とならないと解した場合であってもアクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内での耐震補強工事以外の再処理事業指定基準規則 15 条 5 項が想定する供用開始後の安全機能喪失についての保守及び修理の可否を調査審議及び判断しなかった点において、本件変更許可には看過しがたい欠落がある。

第 3 使用前確認の問題ではない

1 被告の主張

被告は準備書面（27）第 3 の 2（4）（同準備書面 25～26 ページ）において、耐震安全性ないし耐震補強工事は使用前確認の問題であり、「再処理事業者において、要求される基準に適合しなければ、使用前確認証が交付されることはない」から原告らの主張する解釈を採るべき実質的な理由もないとしている。

2 被告の主張の誤り

被告の主張を聞いて、何という無責任な姿勢だろうと誰しも感じると思うが、原子力規制委員会自身も、被告の裁判上の主張には同意していないようである。

先にも引用したが、本件変更許可後の 2021 年（令和 3 年）4 月 7 日の原子力規制委員会の会議で当時の原子力規制委員長は次のように発言している。

「六ヶ所再処理施設、廃棄物管理施設と MOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）があるわけだけれども、特に特徴があるのは、再処理施設はアクティブ試験を得ているということなのです。これが事業許可や設工認の段階できちんと認

識されているか。事業許可があつて、設工認があつて、最後はその確認作業として使用前確認がある。使用前検査と言ってもいいけれども、使用前事業者検査と使用前確認がある。確認できないことを確認できると踏んで事業許可を出したり、設工認の議論を進めていないかというのは一般化した言い方です。」（甲A第731号証22ページ13～19行目）、「設工認の段階から、更に言えば本来であれば事業許可の段階から、使用前確認、使用前検査が可能であるかどうかを踏まえて議論されていないといけないはずなのです。」（同ページ下から8～6行目）、「設工認が使用前検査を意識しないで進んだら、結局、使用前検査に行ったときに事業許可を受けている、設工認も認可されている、けれども検査ができないといって、そこで残念だったねということではないだろうから、そうすると今度ケースによっては、耐震クラスを変えるのであれば事業許可に戻ってくることになるのです。」（同23ページ15～19行目）

更田委員長の発言は、直接にはアクティブ試験で汚染されたセル内にある埋込金物の状況について確認できるかであるが、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で保守及び修理ができるかも、同じ問題である。これについて、更田委員長は、事業許可の段階で認識する必要があつた、本来であれば事業許可の段階から使用前確認が可能であるかを踏まえて議論されていないといけないはずと述べている。また、使用前検査でできなかつたら残念でしたではすまない、事業許可に戻ってくるとも述べているのである。

この更田委員長の発言は常識的なものであるし、いずれにしても事業許可で検討しなくていい、使用前確認ができなければそれは事業者のせいで施設が供用されないのだからいいだろうなどという本訴での被告の主張とはまったく異なる。被告の本訴における主張は、原子力規制委員会自身の考えでもないものを被告指定代理人らが敗訴を免れるために訴訟上だけ勝手に主張しているものと解される。

第4 まとめ

本準備書面第1の1で指摘したとおり、原子力規制委員会が、本件変更許可に際して、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内の機器についての保守及び修理の可否について何ら調査審議及び判断していないことは原被告間に争いがないか明らかである。

この問題が「基本設計」に属するかに関しては、本準備書面第1の2及び第1の4で論じたとおり、原子力規制委員会が後続手続に委ねる等の決定もしていないから裁量論の問題ではなく、被告から積極的に後続手続の対象であるという主張立証もなく（後続手続で対応すれば足りるという主張はあるが具体的根拠も示されず、後続手続の対象として定められているという主張立証もない）、常識的には工事の可否に関しては基本設計に属し、そのことは本準備書面第3で指摘したように原子力規制委員長も同様の見解を示している。

また再処理事業指定基準規則15条5項の解釈に関しては、本準備書面第2で論じたように被告の主張は誤りであり、仮に耐震性が「安全機能」そのものであるという主張によったとしても、耐震性と別に実際に（原因は何であれ）アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内の機器が安全機能を喪失した場合に保守及び修理ができることを確認していない以上は、本件変更許可が再処理事業指定基準規則15条5項の要件を調査審議及び判断しなかったことに変わりない。

アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内の機器の保守及び修理の可否が、基本設計の観点（本準備書面第1、第3）または再処理事業指定基準規則15条5項の解釈（本準備書面第2）のいずれかで、本件変更許可の審査対象と判断されれば、本件変更許可の調査審議及び判断の過程に看過しがたい欠落があり、本件変更許可は違法となる。

大飯原発3号機及び4号機の設置変更許可が争われた大阪地裁2020年（令和2年）12月4日判決は、地震動審査ガイドにおいて基準地震動の策定に

あたり経験式（この件では入倉・三宅式）を用いる場合には「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と定めているにもかかわらず、ばらつきを考慮した場合にこれに基づき算出された値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく適合性を認めた変更許可について、その1点のみを理由に看過しがたい過誤欠落であるとして変更許可を取り消した（判例時報2504号50ページ第3段～第4段、裁判所Web判決文132ページ）。

本件では、上記大阪地裁判決の事案のように基準地震動の策定に当たって考慮すべき多数の事項のうち1つを検討しなかったにとどまらず、将来にわたる安全性健全性確保のための工事可能性という重大な事項であり変更許可の要件である規則の要求項目をまるまる1つまったく検討しなかったのであり、調査審議及び判断の欠落の程度は甚だしいものというべきである。

よって、本件変更許可処分は、この1点だけでも十分に違法であり、取り消されるべきである。

以上